

## 加古川市総合計画審議会委員を公募します

加古川市では、令和9年度から令和13年度までを計画期間とする「加古川市総合計画」を策定する予定です。そこで、将来のより暮らしやすいまちづくりの実現に向け、この計画を審議していただく委員を市民のみなさんから募集します。

1. 募集人数	2人程度
2. 任 期	委嘱の日から総合計画についての答申が終了するまで (令和8年7月から令和8年11月までを予定)
3. 応募資格	市内在住の令和8年4月1日現在満18歳以上75歳未満の人で、次に掲げる全ての要件を満たす人 (1) 本市のまちづくりについて熱意があること (2) 国や地方公共団体の議員又は常勤職員でないこと (3) 平日開催の会議に出席できること (4) 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第1号)に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと
4. 応募方法	次の書類を応募受付期間内に、応募者ご本人が市役所本館4階企画部企画広報課までご持参ください。(代理人、郵送等による受付は行いません) (1) 「未来の加古川市のために、わたしたちが取り組むべきこと」をテーマとした小論文(800字程度、A4用紙・書式自由) (2) 所定の応募用紙(裏面)に必要な事項を記入したもの ※提出書類は選考のために使用し、返却はいたしません。
5. 受付期間	令和8年4月2日(木)から令和8年4月30日(木)まで (土、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで)
6. 選考・通知	提出書類をもとに書類選考を行い、令和8年5月末までに公募委員を決定し、応募された方全員に文書にて結果を通知します。
7. そ の 他	審議会に出席いただいた場合には、規定による報酬をお支払いします。 また、審議会当日は託児サービス(生後6か月以上の未就学児)をご利用いただけます。
8. 応募・ 問合せ先	〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市企画部企画広報課 TEL 079-427-9113(直通) / FAX 079-424-1370

### ◎総合計画とは

総合計画は、市政の総合的かつ計画的な運営を図るため、目標とするまちの将来像及びその実現に向けた施策の基本的な方針を定めたものです。

### ◎総合計画審議会とは

総合計画審議会は、「加古川市附属機関の設置に関する条例(昭和32年条例第1号)」第1条の規定に基づき設置する附属機関です。

公募委員のみなさんには、市が作成した次期総合計画の原案を、市民の代表として当審議会に審議いただき、その結果を市長に答申していただきます。

### ◎その他

総合計画に対して、市民のみなさんから広く意見を募集するパブリックコメント手続きを別途実施する予定です。

# 加古川市総合計画審議会委員公募 応募用紙

以下の通り、加古川市総合計画審議会委員に応募します。

(ふりがな) 氏 名	生年月日 年 月 日 ( 歳)	
性 別 男 ・ 女 ・ その他 ※戸籍上の性別とはかかわりなく、ご自身の主観でお答えください		
住 所 〒675- 加古川市		
電話番号 (自宅・連絡先) ( ) -	職 業	
【応募の動機を自由にお書きください。】		
【市政に関して興味のある分野をお書きください。】		
【略歴 (社会活動や地域活動など差支えない範囲で)・自己PRについてお書きください。】		
私は、裏面の「3.応募資格」をすべて満たしていることを誓約します。 令和 年 月 日 氏 名 _____ (必ず自署してください。)		
※ 市記入欄	1. 受付日 月 日	2. 受付番号 第 号